

食料の安定供給システムの構築

1 食の安全・安心をめぐる動き

(1) 食品の安全・安心に関する諸問題の発生

食品の不正表示事件、無登録農薬問題が発生し、消費者の食の安全・安心に対する不信感が強まっている。

食品の不正表示事件の多発

平成14年1月以降、牛肉、豚肉の原産地虚偽表示等、大手食品メーカーを中心に相次ぐ食品の不正表示問題が発生し、消費者等の表示に対する不信感が強まった。

無登録農薬問題の発生

平成14年7月30日に山形県において無登録農薬（ダイホルタン及びプリクトラン）を販売していた2業者が農薬取締法、毒物及び劇物取締法違反の容疑で逮捕され、8月9日には、さらに山形の業者に販売していた東京の業者が、農薬取締法違反の容疑で逮捕された。

その後、東京の業者が販売していた他の都府県の販売業者への立入検査の結果をもとに、他の販売業者及び購入農家への立入検査も進み、平成15年1月末現在で、管内の10都県で94業者が1,160戸の農家に6種類の無登録農薬を販売していたことが判明した（表 - 1）。

表 - 1 無登録農薬に関する管内各都県の立入検査結果（平成15年1月31日現在）

	取扱者数		無登録農薬						備考 (県の対応状況等)
	販売業者数 (監督処分業者数)	購入者数	ダイホルタン	プリクトラン	ナフカ	PCNB	ジハレリン	PCP	
茨城県	42 (9)	419							ダイホルタン使用の梨は回収 ナフカ使用のメロンは出荷自粛
栃木県	9 (1)	84							梨・りんご・いちご苗の出荷自粛と苗廃棄
群馬県	19 (9)	260							ヤマトイモ、梨等出荷自粛・回収 農薬の適正使用に関する独自の条例を制定 (10月11日施行)
埼玉県	6	88							いちご苗廃棄、ヤマトイモ焼却処分
千葉県	12 (4)	120							14年に使用が確認された、いちご苗、梨の廃棄処分
東京都	1								都内農家の購入及び使用はない
神奈川県	1 (1)	4							プリクトランをカネシヨウ農家2戸が使用
山梨県		4							使用は認められなかった
長野県	2	29							未収穫農産物の出荷自粛
静岡県	2 (2)	152							いちご苗廃棄
管内	94 (26)	1160	8	9	2	4	1	1	

資料：関東農政局調べ

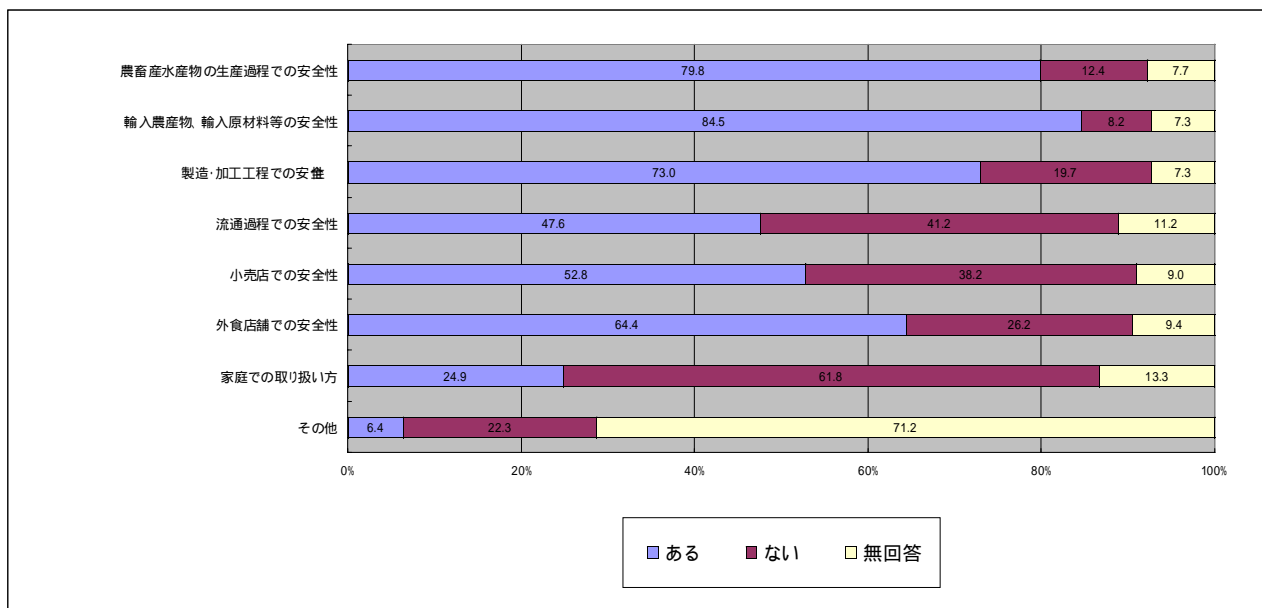
(2) 食品の安全・安心に関する消費者の意識

食品の安全性について最も不安が「ある」項目は、「輸入農産物、輸入原材料等の安全性」で84.5%、一方、不安が「ない」という回答が最も多かった項目は「家庭での取り扱い方」で61.8%。

近年、食品の消費形態が多様化し、輸入食品や新食品が多く出回るようになる一方、食品の安全性に対して消費者の関心が高まっている。

このような中で、農林水産省が行った平成13年度食料品消費モニター（関東農政局管内233名、全国1,021名）第3回定期調査「食料品の安全性について」によると、不安が「ある」という回答が最も多かった項目は、「輸入農産物、輸入原材料等の安全性」で84.5%、次いで「農畜水産物の生産過程での安全性」79.8%、「製造・加工工程での安全性」73.0%となっている。一方、不安が「ない」という回答が最も多かった項目は「家庭での取り扱い方」で61.8%、次いで「流通過程での安全性」で41.2%となっている（図 - 1）。

図 - 1 食品に対しての不安



資料：平成13年度食料品消費モニター第3回定期調査

(3) 食品の安全・安心に関する問題への対応

食品表示110番の設置、立入検査等の実施により食品表示の適正化に努めるとともに、関東農政局農薬問題等食品安全性対策連絡会議を設置し、農薬の適正使用に対する指導を強化。「食の安全・安心施策」に関する関東地域意見交換会を開催し、消費者・生産者をはじめとする幅広い関係者と意見交換を実施。

食品の不正表示問題への対応

食品の原産地表示の偽装等の不正表示事件が多発したことを踏まえ、消費者への情報提供及び表示の実効性確保の観点から、平成14年度にJAS法を改正し、公表の迅速化及び罰則の強化の措置を講じた。

ア 違反業者名等の迅速な公表

指示を行った場合には原則として同時に公表
(改正前は指示に従わなかった場合にのみ公表)

イ 罰則の大幅な強化

個人：1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
法人：1億円以下の罰金
(改正前は個人・法人とも50万円以下の罰金)

表示の適正化

関東農政局では、管内都県のJAS法担当部局をはじめ、食品表示担当部局、農林水産消費技術センターと連携し、小売店舗における原産地表示等が適正に実施されるよう努めている。また、表示に係る企業相談、消費者相談等についても積極的に対応したところである。

更に、最近における大手食品企業を中心とした虚偽の原産地表示の実態等を踏まえて、国として「食品表示110番」窓口を、本省、農政局、農林水産消費技術センター等に設置し、また、各都県に対しても窓口設置に向けた働きかけを行ったところである。これらから得られた情報を基に、必要に応じてそれぞれの機関において、立入検査等の必要な措置を講じた。

具体的な対応状況は以下のとおりである。

ア 食品表示110番の設置

平成14年2月15日に関東農政局では、「食品表示110番」窓口を開設し、平成15年3月末までに約40件の相談があった。

なお、各都県の「食品表示110番」窓口については、平成14年4月初めまでに全都県で設置済みである。

イ 立入検査等の実施

食品メーカーの不正表示問題等に対して、本省、農政局、農林水産消費技術センター、関係都県とともに、立入検査等を実施した。

ウ 食肉実態調査の実施

平成14年2月下旬から4月下旬にかけて、国において約500店舗の調査を行うこととなり、農林水産消費技術センターと連携して調査を実施した。

エ 水産物加工品の表示実態調査の実施

平成14年7月下旬から8月下旬まで、国において全国200店舗程度の量販店を対象に

水産物加工品（原料原産地表示が義務付けられたうなぎ加工品等の4品目）の表示実態調査を行い、農林水産消費技術センターと連携して調査を行った。

オ 食品表示ウォッチャーの設置

平成14年度から、消費者を食品表示ウォッチャーとして委嘱し、日常の買い物の中で、食品の表示状況を確認してもらっている。国においては、中央ウォッチャーとして約200名を委嘱し、管内各都県においても約470名のウォッチャーが活動を行った。

セミナー、交流会等の開催

ア 関東地域トレーサビリティセミナーの開催

平成14年9月、関東農政局では、生産者と消費者の顔が見える関係を構築し、食の安全・安心を確保するため、消費者、生産者団体、地方自治体、食品産業関連団体等を対象にトレーサビリティセミナーを開催し、トレーサビリティの概念、推進方策、先進事例等を紹介し、トレーサビリティに対する理解の促進を図った。

イ 「食の安全・安心施策」に関する関東地域意見交換会の開催

平成15年3月、関東農政局では、農林水産省、内閣府、厚生労働省と連携して新たな食品安全行政全般についての意見交換会を開催し、消費者・生産者をはじめとする幅広い関係者と意見交換を行った。

無登録農薬問題への対応

ア 関東農政局の取組み

- (ア)「関東農政局農薬問題等食品安全性対策連絡会議」を9月に設置し局内連携を図るとともに、局内説明会の実施等により職員に対しても農薬取締法改正等の趣旨を周知。また、局広報誌「いぶき」で法改正のPRを行った。
- (イ) 関東地区植物防疫協議会(11月)、病害虫防除所長会議(12月)、改正法に関する関東地区説明会(2月)を開催し、都県、農業団体、農薬メーカー等が一体となって、農家等に対する法改正の趣旨の徹底、意識改革等に関する指導強化と農薬の登録拡大等の懸案を協議した。
- (ウ) 農薬の適正使用に関するチラシを現地調査や打合せの機会、各種の会議等において配布するなど、農業団体を始め、試験研究機関、実需者団体、消費者団体等を通じて、生産者から消費者まで広くPRを行った。
- (エ) 無登録農薬の販売に関与したことが明らかになった管内の26業者に対して監督処分を行った。

イ 都県の対応

- (ア) 都県では農薬取締職員を増員するなど販売業者・購入農家等への立入検査体制を強化し、無登録農薬がこれ以上流通・使用されないように、無登録農薬の封かん等の措置を行った。

(イ) 無登録農薬が使用された農産物について、衛生部局と連携を取りつつ安全性の確保措置（出荷自粛、残留農薬分析等）が図られるように、無登録農薬の使用農家等に対して指導を行った。

(ウ) 群馬県においては、独自に「農薬の適正な販売、使用及び管理に関する条例」を制定するとともに、農業、流通、消費関係機関等連携の下に「群馬県食品安全会議農薬使用安全対策部会」を設置、埼玉県でも「食の安全・安心に関する対策委員会農産物安全対策専門部会」を設置し、農薬の適正使用により安全な農産物を消費者に提供するための指導体制を強化した。

2 食料消費等をめぐる動き

(1) 食料消費の動向

関東管内の1世帯当たり1ヶ月の食料消費支出額は約7万4,800円で、全国平均を約3,300円上回る

近年の食品の消費形態は、消費者のライフスタイルの変化や女性の社会進出、高齢化の進行、単身世帯の増加等の社会構造の変化を反映して、弧食化、多品目少量購入、食の外部化の進展等が見られる一方、食品に対するニーズも鮮度志向、健康・安全志向、簡便性、利便性志向の強まり等質的变化も見られる。

このような中で、平成13年の管内の食料費支出を総務庁「家計調査年報」でみると、1世帯当たり1ヶ月の食料消費支出額の平均は約7万4,800円であり、デフレ傾向の中で前年に比べると約3,200円減少したが、全国平均を約3,300円上回っている。また、消費支出額全体に占める食料費の割合（エンゲル係数）をみると全国23.2%、管内23.3%であり、前年に比べて、微減ではあるが、全国、管内とも減少となっている。

さらに管内の食料消費に占める主要食料費の構成割合を全国と比較してみると、肉類は大きく下回っているが、外食に関してはかなり上回っており、食の外部化の進展がうかがわれる（表 - 2）。

次に、品目ごとの支出額を平成元年と平成13年で比べると米類の支出額が大幅に減少（平成元年を100とした指数59.2）し、塩干魚介（同64.8）、魚肉薫製品（同78.6）、他の魚介加工品（同74.8）、生鮮肉（同73.6）、生鮮果物（同79.9）についてもかなり減少している。一方、乳製品（同125.1）、主食的調理食品（同183.2）、茶類（同184.2）、コーヒー・ココア（同124.6）等が大幅に伸びており、食の簡便性・利便性志向の高まりや食の洋風化の進展がみられるのが特徴である。

また、平成13年の品目ごとの支出額を全国と比較すると、管内が上回っているものは、めん類（全国を100とした指数で105.2）、他の穀類（105.0）、塩干魚介（同106.4）、他の魚介加工品（同112.5）、加工肉（同105.8）、乳製品（同113.2）、生鮮野菜（同109.0）、大豆加工品（同107.3）、他の野菜・海藻加工品（同108.3）、生鮮果物（同107.1）、果物加工品（同107.5）、主食的調理品（同105.6）、茶類（同122.6）、一般外食

(同115.0)等があげられる。下回っているものは、米類(同99.4)、生鮮魚介(98.1)、魚肉薫製品(同92.9)、生鮮肉(同92.6)、牛乳(同96.2)、コーヒー・ココア(同97.9)、酒類(同96.7)である(表 - 3)。

表1-2 1世帯当たり年別・品目類別年平均、1か月間消費割合(金額ベース) 単位:円、%

区 分	全国				管内				
	元年	11年	12年	13年	元年	11年	12年	13年	
消費支出額	299,350	323,008	317,133	308,692	333,778	337,270	332,222	321,340	
食料消費支出額	75,849	76,590	73,844	71,534	82,262	79,842	77,934	74,786	
消費支出に占める食料費の割合	25.3	23.7	23.3	23.2	24.6	23.7	23.5	23.3	
主要食料費の構成比	穀類	12.1	10.1	9.9	9.8	11.5	9.8	9.5	9.5
	魚介類	13.5	11.7	11.6	11.5	13.0	11.2	11.2	11.1
	肉類	10.0	8.8	8.8	8.5	9.2	8.1	8.0	7.7
	乳卵類	4.8	5.1	5.0	4.9	4.6	5.1	5.0	4.8
	野菜・海藻	12.4	12.6	12.3	12.4	12.9	13.0	12.7	12.8
	果物	4.6	4.2	4.2	4.2	4.9	4.2	4.2	4.3
	油脂・調味料	3.9	4.2	4.3	4.3	3.7	4.1	4.1	4.1
	菓子類	6.8	6.5	6.6	6.7	6.9	6.4	6.5	6.6
	調理食品	7.7	10.5	10.8	11.3	7.8	10.1	10.7	11.3
	飲料	3.7	4.7	4.8	4.9	3.7	4.8	4.9	5.1
酒類	4.9	4.9	4.9	4.9	4.6	4.5	4.5	4.5	
外食	15.6	16.7	16.8	16.7	17.2	18.6	18.7	18.1	

資料:総務庁「家計調査報告」

注:管内には、静岡県は含まれていない。

表 - 3 一世代当たり1か月品目別消費割合(金額ベース)

(単位:円、%)

項目	平成元年			12年			13年			管内の13年と元年の比較
	全国	管内	/	全国	管内	/	全国	管内	/	
穀物	9,185	9,466	103.1	7,319	7,386	100.5	7,002	7,115	101.6	75.2
米類	5,257	5,225	99.4	3,291	3,203	96.9	3,113	3,093	99.4	59.2
パン	2,114	2,261	107.0	2,267	2,355	103.8	2,170	2,217	102.2	98.1
めん類	1,427	1,554	108.9	1,412	1,461	102.5	1,373	1,445	105.2	93.0
他の穀物	387	425	109.8	348	368	105.5	343	360	105.0	84.7
魚介類	10,270	10,699	104.2	8,594	8,730	108.1	8,246	8,290	100.5	77.5
生鮮魚介	6,134	6,133	100.0	5,435	5,428	98.5	5,174	5,075	98.1	82.7
塩干魚介	2,065	2,348	113.7	1,465	1,575	105.2	1,429	1,521	106.4	64.8
魚肉薫製品	964	910	94.4	790	725	88.8	770	715	92.9	78.6
他の魚介加工品	1,108	1,308	118.1	904	1,001	111.5	872	979	112.3	74.8
肉類	7,608	7,532	99.0	6,496	6,230	95.7	6,046	5,739	94.9	76.2
生鮮肉	6,235	5,967	95.7	5,171	4,798	92.3	4,746	4,393	92.6	73.6
加工肉	1,337	1,565	117.1	1,325	1,432	107.6	1,271	1,345	105.8	85.9
乳卵類	3,613	3,808	105.4	3,714	3,912	104.7	3,522	3,605	102.4	94.7
牛乳	1,971	1,987	100.8	1,802	1,819	100.8	1,696	1,632	96.2	82.1
乳製品	835	1,018	121.9	1,176	1,352	115.1	1,125	1,274	113.2	125.1
卵	806	803	99.6	737	741	100.8	700	698	99.7	86.9
野菜・海藻	9,370	10,593	113.1	9,048	9,865	109.2	8,852	9,582	108.2	90.5
生鮮野菜	6,076	6,937	114.2	5,643	6,179	109.4	5,536	6,037	109.0	87.0
乾物・海藻	799	834	104.4	743	760	104.7	734	762	103.8	91.4
大豆加工品	1,107	1,249	112.8	1,283	1,411	110.1	1,252	1,344	107.3	107.6
他の野菜・海藻加工品	1,387	1,573	113.4	1,379	1,515	110.3	1,330	1,440	108.3	91.5
果物	3,503	4,031	115.1	3,074	3,274	105.4	3,038	3,253	107.1	80.7
生鮮果物	3,344	3,857	115.3	2,912	3,100	105.2	2,877	3,081	107.1	79.9
果物加工品	159	174	109.4	162	174	107.4	161	173	107.5	99.4
油脂・調味料	2,945	3,065	104.1	3,189	3,196	101.8	3,089	3,086	99.9	100.7
油脂	313	335	107.0	293	304	110.6	281	290	103.2	86.6
調味料	2,631	2,731	103.8	2,896	2,891	100.8	2,807	2,796	99.6	102.4
菓子類	5,121	5,656	110.4	4,843	5,038	104.9	4,779	4,937	103.3	87.3
調理食品	5,875	6,444	109.7	7,963	8,318	104.1	8,069	8,462	104.9	131.3
主食的調理食品	1,610	1,817	112.9	3,080	3,332	107.3	3,152	3,328	105.6	183.2
他の調理食品	4,264	4,626	108.5	4,883	4,986	102.0	4,917	5,134	104.4	111.0
飲料	2,812	3,049	108.4	3,515	3,850	109.1	3,493	3,792	108.6	124.4
茶類	475	644	135.6	940	1,180	125.5	967	1,186	122.6	184.2
コーヒー・ココア	503	492	97.8	645	646	98.3	626	613	97.9	124.6
他の飲料	1,834	1,914	104.4	1,929	2,024	103.8	1,900	1,993	104.9	104.1
酒類	3,690	3,756	101.8	3,642	3,501	94.8	3,474	3,360	96.7	89.5
外食	11,858	14,164	119.4	12,448	14,636	116.9	11,924	13,565	113.8	95.8
一般外食	10,540	12,758	121.0	11,387	13,588	110.9	10,875	12,505	115.0	98.0

資料:総務庁「家計調査報告」

注:1 年毎項目毎の支出金額で全国を100として指数化したものである。

2 管内には、静岡県は含まれていない。

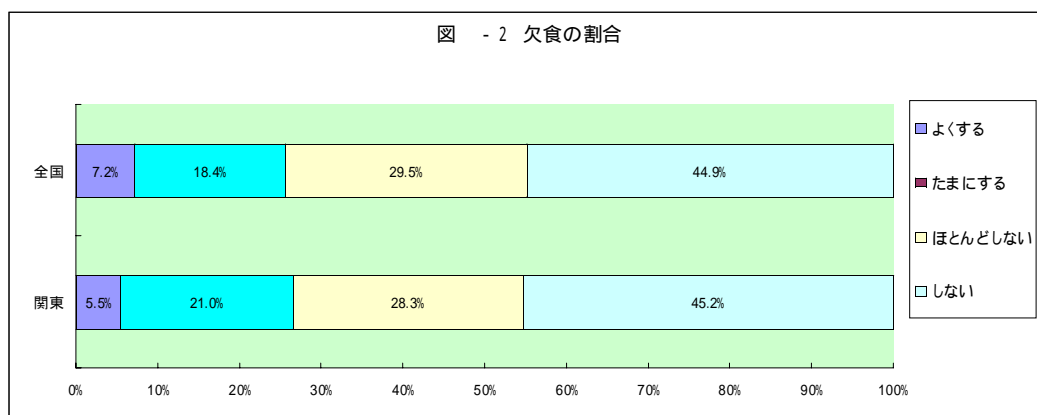
(2) 食生活の現状

管内の消費者の食生活は、全国平均に比べ、食生活への満足度や欠食の頻度等はおおむね同じであるが、週3回以上欠食する人の割合は低い傾向がみられる。

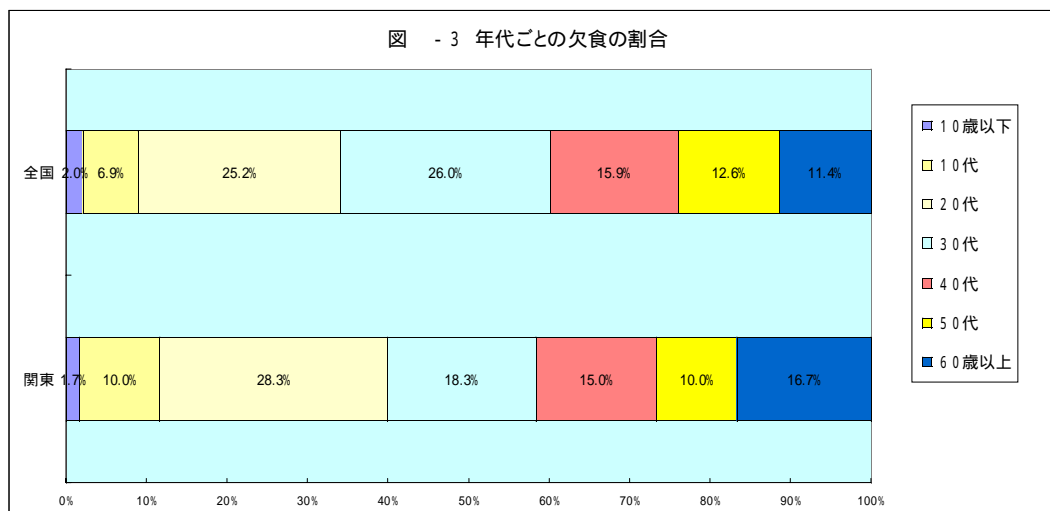
関東地域における食生活の現状については、平成13年度食料品消費モニター第4回定期調査「食生活・欠食・間食・偏食について」によると、全国では全体の85.3%が「自分の食生活に満足している」と回答している。また、25.6%（無回答を除く。以下同じ。）が“よく”または“たまに”欠食をしており、欠食の多い年代は20～30代で全体の51.2%を占め、週3回以上欠食する人は51.8%であった。

一方、管内においては「自分の食生活に満足している」が86.9%であり、26.5%が“よく”または“たまに”欠食をしており、欠食の多い年代は20～30代で全体の46.6%を占め、週3回以上欠食する人は43.3%であった。

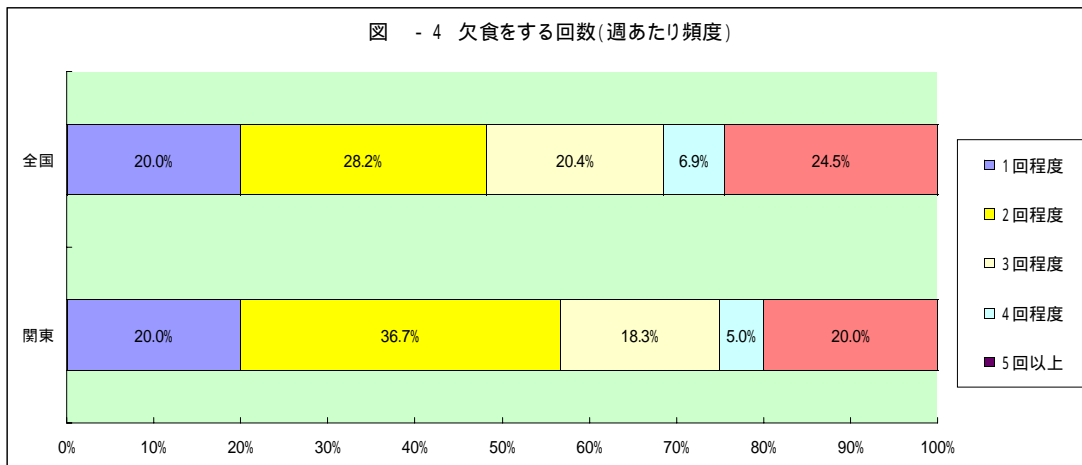
これらの結果より管内の消費者の食生活は、全国平均に比べ、おおむね現在の食生活に満足している人の割合や欠食の頻度等はおおむね同じであるが、週3回以上欠食する人の割合は8.5ポイント低くなっている（図 - 2、3、4）。



資料：平成13年度食料品消費モニター第4回定期調査



資料：平成13年度食料品消費モニター第4回定期調査



資料：平成13年度食料品消費モニター第4回定期調査

(3) 食育の推進に向けた取組み

「関東地域食育推進協議会」の設置、消費者の部屋「食を考える月間」特別展示等その他の取組みにより、関東地域における「食育」の推進を図った。

関東農政局における食育の取組み

ア 関東地域食育推進協議会の開催

関東農政局では、「食育」の今後の推進について、有識者と意見交換を行うため、「食生活指針関東地域推進協議会」を改組して、平成14年度から新たに「関東地域食育推進協議会」を設置し、2回意見交換を行った。

平成15年2月の第2回協議会では、協議会座長である女子栄養大学石田助教授による基調報告や食育コーディネーターの大村直己氏による事例発表に加え、「子供を通じた主婦への食育について」をテーマとした意見交換を行った。

イ 消費者の部屋「食を考える月間」特別展示等その他の取組み

農林水産省は、平成15年以降、毎年1月を「食を考える月間」とし、食に関する様々なイベント等を集中的に実施することとなった。これに合わせて、関東農政局は、関東農政局「食を考える月間」を設け、さいたま新都心周辺における幟、横断幕等を用いた広報活動、消費者の部屋（インフォメーションセンター）における食育等の特別展示（平成15年1月14～31日）や埼玉県主催「彩の国食生活フォーラム」における移動消費者の部屋の実施（1月26日）などに取り組んだ。

この他、食育をテーマとした電子会議室の開設（14年11月）、移動消費者の部屋の設置（14年11月、15年1月）、食生活に関する出前講座の実施（対消費者：9回）などに取り組んだ。

健全な食生活地域活動推進事業の推進

「食生活指針」に即した健全な食生活の実現を図るため、都県が事業主体となって

協議会の開催その他の食生活改善に向けた活動を行う「健全な食生活地域活動推進事業」が平成12年度から実施されている。

管内においては、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、東京都、山梨県、長野県、静岡県 の 8 県で、(ア)「食生活指針普及ボランティア」育成のための研修会の開催、(イ) 地域食文化や地域産物を活用した食生活改善を進めるためのシンポジウム・イベント・学習会・料理教室等の開催、地域食材を活用した料理コンテスト等が行われた。

また、山梨県では、(財)食生活情報サービスセンターが行う中央活動推進事業と連携し、食育をテーマとしたシンポジウムを開催し、消費者に対する健全な食生活の啓発に努めた。

事例：NPO法人こどもの森（静岡県磐田市）の取組み

～「食育クッキング」で食の大切さを自発的に学んでいます～

静岡県磐田市の「NPO法人こどもの森」(平成12年7月認可、会員250名)は、吉田隆子代表を中心に、平成2年から、幼稚園や保育園の園児とその保護者、地域の人たちを対象に食育の啓発や実践を行ってきた。

活動の中心は、月1回行う「食育クッキング」で、「どんぐりコース(小学生対象、土・日曜日開催)」、「まつぼっくりコース(幼児対象、水・木曜日開催)」及び「くるみコース(乳児対象、随時希望者に出張で講座開催)」の3課程からなる。

その内容は、料理体験を通じた食材、調理等の理解、「食育劇」による体に良い食べ物や食事のバランスを知り正しい食生活の理解、食事、食卓の礼儀作法や食後の片づけなどをおとした生活の知恵を学ぶこと、である。

このほか、健康教育の広報活動として食育情報誌の発刊や食育展(特別企画展)を開催している。

3 食料自給率の向上に向けた管内の取組み

わが国の食料自給率は、食の外部化・多様化に伴い、畜産物や油脂類の消費が増加し、米の消費が減少するなど食生活が変化する中で、こうした食生活の変化に対し、国内生産が十分対応できていなかったことから年々低下し、主要先進国の中で最低の水準となっている。このため、政府は、食料の安定供給確保のため食料・農業・農村基本法に基づく食料・農業・農村基本計画(平成12年3月24日閣議決定)において食料自給率の目標を定め、平成22年度までに実現可能な水準として、食料自給率を45%とする目標が設定されたところである。

この食料自給率の向上を図るためには、地域段階において、それぞれの地域の特色を踏まえた農業生産の展開や食生活の見直し等の課題に、積極的に取り組むことが必要となっており、管内各都県においても生産努力目標を策定している。また、これらの目標を達成するために関係者が一体となって「地産地消」など各種の取組み等を実施している(表 - 4)。

表 - 4 管内都県における「地産地消」運動の取組み

都県名	「地産地消」の取組運動名等
茨城県	「うまいもんどころ」いばらき食彩運動
栃木県	「食と農の理解促進」特別プロジェクト
群馬県	食と農の群馬新世紀プラン・地産地消の推進
埼玉県	「いつでもどこでも埼玉県産」
千葉県	「千産千消（ちさんちしょう）」
東京都	「東京ブランド」農畜産物などの戦略的商品の開発
神奈川県	「かながわブランド」農林水産物の普及拡大
山梨県	「山梨の元気野菜めえつけた」
長野県	「信州農山村ふるさと運動」
静岡県	「しずおか地産地消推進運動」

地産地消の取組みでは、例えば、長野県では、学校給食での地域農産物の利用と、子供たちの食農教育を推進するため、平成13年度から「食農教育地域実践モデル校育成事業」により、学校給食を核として、食と農への理解を地域に広げるための事業を展開し、累計11校のモデル校を育成。また、14年度から、地産地消を推進するため、地域流通推進のための地区推進協議会の設置、地域流通推進コーディネータの委嘱等を内容とした「地産地消産地等育成事業」を開始している。また、(財)埼玉県学校給食会では、県、埼玉県米消費拡大推進連絡協議会、JAグループと連携し、10年12月から県内公立小中学校の米飯給食を県産自主流通米の全量使用に移行したのを契機に、米を始めとする県内産農産物の消費拡大及び子供たちへの安全・安心な食料の提供を目的に県内産農産物の学校給食への導入を順調に進め、平成14年度では、25品目の農産物を供給している。

これらの管内各地の情報交換のため、関東農政局では、平成15年1月さいたま市内において「地産地消フェア」(第7回農林水産省タウンミーティング)を開催した。

本フェアは、食の安全・安心への関心の高まりを受けて、管内の地産地消の現状とこれからの推進方向について、医学、環境、教育、情報化などさまざまな観点から意見交換を行うとともに、地域の食材を現代的な観点から見直し、新たな地域食材文化の創造について意見交換などを行うことにより、地産地消を広く普及しようとするもので、具体的には、タウンミーティング(シンポジウム)の開催、地域食材の試食とトーク、「食」を考える展示を行った。





その他の食料自給率の向上に向けた取組みとして、関東農政局では、総合食料局との共催により、食料自給率向上に向けた意識の醸成と国民参加型の取組の一層の促進を図るため、平成14年11月に、食育の推進、地産地消等食と農の距離の縮小に向けた取組み等を意欲的に展開している山梨県小淵沢町において、「日本人の食卓の現実に関する現地意見交換会」を実施し、若手農業経営者、消費者、オピニオンリーダー等との意見交換を行った。

また、山梨県では、平成13年度に「やまなし食料・農業・農村対策推進会議」及び県下5圏域に「食料・農業・農村対策協議会」を設置し、これを核にした生産努力目標の達成に向けた施策構築・推進に努めており、生産希望者の多いモモの新品種が育成（平成13年登録申請・審査中）された。また、同会議での検討を踏まえ、「山梨県オリジナル品種開発推進緊急対策事業」が実施された。

長野県では、農産物に対する消費者の信頼を得て、信州農産物のブランド化を推進していくため、大きさ、色、形などの従来の規格表示だけでなく、原料、栽培方法、味覚などの表示基準を策定し、それらに適合したものに対して原産地の呼称を認定していく制度を創設するため、「原産地呼称管理制度長野モデル確立事業」を開始し、消費者、生産者、製造業者等からなる品質別委員会を立ち上げ組織や認定基準等制度化に向けた検討が進められた。

このほか、農業振興等を目的とした条例策定の動きもみられ、管内では、東京都日野市が、平成10年7月に「日野市農業基本条例」を、長野県北御牧村が、平成14年9月に「北御牧村農業基本条例」をそれぞれ施行している。

4 食品産業等の動向

(1) 食品産業の動向

食品産業の概況

管内の食品産業の販売額の全国シェアは、食品製造業が36.2%、飲食料品卸売業が39.4%、飲食料品小売業が38.2%でそれぞれ大きな地位を占めている。

食品製造業・食品流通業・外食産業からなる食品産業は、食料の加工、流通、外食等のサービスを提供し、食料の安定供給や食生活の多様化・高度化を支えるという点で、農水産物の加工・流通・消費に至る一連の食品供給の流れ（フードシステム）のなかで、生産部門である農水産業と並んで重要な役割を担っている。

管内の食品産業は、国内総人口（平成14年国勢調査、127,435千人）の37.5%（同47,763千人）を有する巨大な消費地を抱えていることもあり、全国に占める食品製造業の出荷額の割合が36.2%、飲食料品卸売業、飲食料品小売業の販売額の割合がそれぞれ39.4%、38.2%を占めるなど全国の中で大きな地位を占めている。

管内の全産業に占める食品産業の市場規模をみると、食品製造業は、平成13年で全製造業の11.1%、約12兆円、飲食料品卸売業（農畜産物、水産物卸売業を含む）は、平成14年で全卸売業の15.8%、33兆円、飲食料品小売業は、平成14年で全小売業の30.4%、約16兆円となっている（表 - 5）。

表 - 5 管内の食品産業の概況

単位：10億円

	全 国 (A)	管 内 (B)	シェア(%) (B) / (A)
食品製造業出荷額	34,368 (12.0)	12,442 (11.1)	36.2
全製造業出荷額	286,667 (100.0)	111,818 (100.0)	39.0
飲食料品卸売業販売額	84,250 (20.4)	33,203 (15.8)	39.4
全卸売業販売額	413,457 (100.0)	209,546 (100.0)	50.7
飲食料品小売業販売額	41,238 (30.5)	15,737 (30.4)	38.2
全小売業販売額	135,125 (100.0)	51,748 (100.0)	38.3

資料：食品製造業出荷額は経済産業省「工業統計」（平成13年）、飲食料品卸売業販売額及び飲食料品小売業販売額は経済産業省「商業統計速報」（平成14年）

注：1）食品製造業＝食料品製造業＋飲料・たばこ・飼料製造業

2）製造業は従業者4人以上の事業所

業種別動向

ア 食品製造業

管内の食品製造業は、事業所数が約1万1千カ所、従業員数が約39万人、出荷額が約12兆円

管内の食品製造業は、事業所数が約1万1千カ所、従業員数が約39万人、出荷額が約12兆円となっている（平成13年）。また、都県別の出荷額（平成13年）では、静岡県、神奈川県、千葉県の間となっている（表 - 6）。

表 - 6 管内の食品製造業の概況

	事業所数	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (10億円)
茨城県	1,116	42,683	1,521
栃木県	637	21,676	966
群馬県	681	25,131	981
埼玉県	1,215	57,685	1,387
千葉県	1,417	50,717	1,452
東京都	1,437	43,845	1,177
神奈川県	1,064	54,763	1,890
山梨県	321	10,057	258
長野県	1,016	26,548	724
静岡県	2,365	58,901	2,086
管内	11,269	392,006	12,442
全国	42,552	1,266,555	34,368

資料：経済産業省「工業統計」（平成13年）

注：1）食品製造業 = 食料品製造業 + 飲料・たばこ・飼料製造業
2）製造業は従業者4人以上の事業所

近年、事業所数は減少傾向にあり、平成8年と比較して平成13年は約7%減少する一方、従業者数は約4%増加する等、事業規模は拡大傾向にあるが、製品出荷額は消費の低迷等により伸び悩んでいる（表 - 7）。

表 - 7 管内食品製造業の推移

		平成8年	平成13年	増減率(H13/H8) (%)
事業所数	管内	12,156	11,269	7.3
	全国	45,737	42,552	7.0
従業者数(千人)	管内	376	392	4.3
	全国	1,249	1,267	1.4
製造品出荷額等 (10億円)	管内	12,151	12,442	2.4
	全国	34,793	34,368	1.2

資料：経済産業省「工業統計」（平成13年）、「工業統計」（平成8年）

注：1）食品製造業 = 食料品製造業 + 飲料・たばこ・飼料製造業
2）製造業は従業者4人以上の事業所

イ 飲食料品卸売業

管内の飲食料品卸売業は、事業所数が約2万8千カ所、従業員数が約32万人、出荷額が約33兆円

管内の飲食料品卸売業は、事業所数が約2万8千カ所、従業員数は約32万人、出荷額は約33兆円となっている（平成14年）。また、都県別の商品販売額（平成14年）では、東京都、神奈川県、千葉県の順となっている（表 - 8）。

近年、厳しい経営環境にあり、平成9年と比較して平成14年は事業所数は約2%減少、商品販売額は約10%減少している（表 - 9）。

表 - 8 管内の飲食料品卸売業の概況

	事業所数	従業者数(人)	商品販売額(10億円)
茨城県	1,679	15,746	1,006
栃木県	1,264	12,688	968
群馬県	1,291	13,806	1,066
埼玉県	2,511	28,641	2,268
千葉県	2,780	29,061	2,328
東京都	9,835	130,949	18,620
神奈川県	3,196	38,014	3,053
山梨県	616	5,531	309
長野県	1,447	15,312	1,383
静岡県	3,141	29,988	2,201
管内	27,760	319,736	33,203
全国	83,597	918,810	84,250

資料：経済産業省「商業統計速報」（平成14年）

表 - 9 管内飲食料品卸売業の推移

		平成9年	平成14年	増減率(H14/H9)
事業所数	管内	28,356	27,760	2.1
	全国	87,437	83,597	4.4
従業者数(千人)	管内	311	320	2.9
	全国	930	919	1.2
商品販売額 (10億円)	管内	36,959	33,203	10.2
	全国	97,848	84,250	13.9

資料：経済産業省「商業統計速報」（平成14年）、「商業統計」（平成9年）

ウ 飲食料品小売業

管内の飲食料品小売業は、事業所数が約15万4千カ所、従業員数は約119万人、商品販売額は約16兆円

管内の飲食料品小売業は、事業所数が約15万4千カ所、従業員数は約119万人、商品販売額は約16兆円となっている（平成14年）。また、都県別の商品販売額（平成14年）では、東京都、神奈川県、埼玉県の順となっている（表 - 10）。

近年、厳しい経営環境にあり、平成9年と比較して平成14年は事業所数は約10%減少、商品販売額は約3%減少している（表 - 11）。

表 - 10 管内の飲食料品小売業の概況

	事業所数	従業者数(人)	商品販売額(10億円)
茨城県	10,783	74,406	935
栃木県	7,693	48,140	624
群馬県	8,067	51,505	636
埼玉県	18,847	162,070	1,959
千葉県	16,461	141,612	1,840
東京都	41,798	328,609	4,520
神奈川県	23,216	211,748	2,817
山梨県	3,941	22,831	308
長野県	7,768	50,152	755
静岡県	15,129	99,379	1,344
管内	153,703	1,190,452	15,737
全国	466,590	3,161,753	41,238

資料：経済産業省「商業統計速報」(平成14年)

表 - 11 管内飲食料品小売業の推移

		平成9年	平成14年	増減率(H14/H9)
事業所数	管内	171,445	153,703	10.4
	全国	526,460	466,590	11.4
従業者数(千人)	管内	1,041	1,190	14.3
	全国	2,795	3,162	13.1
商品販売額 (10億円)	管内	16,154	15,737	2.6
	全国	42,825	41,238	3.7

資料：経済産業省「商業統計速報」(平成14年)、「商業統計」(平成9年)

エ 一般飲食店

管内の一般飲食店は数は約16万4千店、従業員数は約125万人

管内の一般飲食店数は約16万4千店、従業員数は約125万人となっている(平成13年)。また、都県別飲食店数では、東京都、神奈川県、埼玉県の順となっている(表 - 12)。

表 - 12 管内の一般飲食店の概況

	店数	従業者数(人)
茨城県	8,906	59,843
栃木県	7,462	43,827
群馬県	6,958	42,472
埼玉県	18,105	140,823
千葉県	15,923	124,293
東京都	58,867	488,099
神奈川県	23,536	208,313
山梨県	3,755	20,193
長野県	7,483	42,291
静岡県	12,791	76,948
管内	163,786	1,247,102
全国	443,002	2,937,482

資料：総務省「事業所・企業統計調査」(平成13年)

注：一般飲食店は、食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店

近年、飲食店数は減少傾向にあり、平成8年と比較して平成13年は約2%減少する一方、従業者数は約6%増加する等、事業規模は拡大傾向にある。(表 - 13)。

なお、全国の一般飲食店の推計販売額((財)外食産業総合調査研究センター調べ)は2,937千億円である。

表 - 13 管内一般飲食店の推移

		平成8年	平成13年	増減率(H13/H8)
飲食店数	管内	167,164	163,786	2.0
	全国	456,420	443,002	2.9
従業者数(千人)	管内	1,173	1,247	6.3
	全国	2,741	2,937	7.2

資料：総務省「事業所・企業統計調査」(平成8, 13年)

注：一般飲食店は、食堂・レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店

オ 食品産業の組織化

食品産業は大部分が中小企業であり、規模の過小性、技術力の低さ、信用力の弱さ等によって不利な場合が多いことから、組織化して、相互扶助の精神に基づき、協同して事業に取り組むことが有効な方策の一つとなっている。

中小企業者の組織化を図る手段として、中小企業等協同組合法及び中小企業団体の組織に関する法律があり、関東農政局では事業協同組合等の設立認可、運営指導を行っている。

現在、関東農政局認可の事業協同組合等は、325組合となっている。(表 - 14)

表 - 14 関東農政局認可事業協同組合等の概況(平成15年3月末現在)

	事業協同 組合数	商工 組合数	協業 組合数	合計	内 訳
農林水産業	5			5	林業、造園業、林産燃料等
製造業	28	6		34	食料品29、材木・木製品5
卸売業	44			44	農畜産物18、食料・飲料14、その他12
小売業	116			116	農畜水産物65、食料・飲料16、飲食店16、その他19
サービス業	4		1	5	貸植木鉢業、遊漁船業等
その他	121			121	異業種組合等(情報、国際交流、経営)
合計	318	6	1	325	

食品製造業におけるHACCPシステム、ISO9000s等の導入

平成7年、食品衛生法の一部改正において、HACCPの衛生管理手法を行っていることを承認要件とした「総合衛生管理製造過程を経た製造の承認制度」が創設され、対象食品として、乳・乳製品、食肉製品、容器包装詰加圧加熱殺菌食品(缶詰・レトルト食品)、魚肉練り製品及び清涼飲料水が政令で指定され、製造基準が定められている。

また、平成10年、HACCPシステムの導入を推進するため、「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(略称：HACCP手法支援法)」を制定し、施設整備等に対す

る金融や税制上の優遇措置が講じられており、HACCP手法支援法に基づき高度化計画の認定を受けている事業所数（金融・税制上の優遇措置の対象事業所）は、平成15年3月末現在で、18業種147事業所、うち関東管内では12業種52事業所となっている。

なお、品質の保証・向上や環境への負荷軽減を実践する上で、ISO9000sやISO14001を取得する企業が増加しており、平成15年3月末現在、ISO9000sが867件（対前年比130%）、ISO14001が407件（対前年比131%）となっている。

このうち関東管内の取得件数は、それぞれ348件（対前年比130%）、168件（対前年比133%）となっている。

注：1 HACCP(Hazard Analysis Critical Control Point：危害分析重要管理点)システムとは、米国航空宇宙局（NASA）における宇宙食の製造に当たって食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発され、食品の安全性を確保する上で最も効果的かつ効率的な手法であるとして高く評価され、欧米諸国においては、はやくから食品業界に導入されている。

2 ISO9000sとは、ISO(International Standard Organization：国際標準化機構)が定めた品質保証及び品質管理の規格。また、ISO14001とは、企業活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を継続的に実施するシステムを構築するために要求される規格。

食品産業の課題と行政の取組み

食品産業と国内農業との連携による原料農産物の調達、食品流通機構の一層の合理化及び機能の高度化、経営体質の強化等課題は多い。

ア 地域の食品産業

食品産業は、国民の豊かな食生活を実現するとともに、国産農産物の需要先として国内農業と相互に強い依存関係にあり、地域経済の振興を図る上で基幹的産業として重要な役割を果たしているが、近年、企業間における競争の激化、内外価格差等に伴う原料の海外依存や製品の海外生産へのシフトによる国内製造部門の空洞化の進展等様々な問題に直面している。また、消費者の低価格・本物志向、簡便化・サービス志向、高品質・安全志向等への適切な対応も求められている。

このため、食品産業の競争力の強化と国産農産物の利用拡大との両立を目指し、農産物の生産、加工・流通・消費に至る管内のフードシステム全体を高度化すること、また、国産農産物の需要の拡大、地域農業の活性化と食品産業の健全な発展がバランスの取れた形で図られるよう、食品産業と国内農業の連携を積極的に推進することが重要な課題となっている。

関東農政局では、事業協同組合等の地域組織に対して、地域の農産物を活用した新製品の開発・市場調査・販路開拓の事業、地域農産物を加工するための施設整備への支援を行った。

また、地域の食品製造業等で組織されている食品産業協議会が実施する技術経営指

導、各種研修会、食品産業と農業のニーズを連携させる事業への支援を行った。

イ 流通・小売業

流通段階においては、産地の大型化、物流・情報技術の急速な進展、小売業態の多様化等の中で食品流通機構の一層の合理化・高度化を図る観点から、流通の各段階における電子取引等の推進、最適な集出荷・流通システムの構築を図る必要がある。また、卸売市場を軸とする情報ネットワークを活用した戦略的物流（ロジスティクス）の構築、情報ネットワーク化等の一層の推進が重要な課題となっている。一方、飲食料品小売業においては、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（大店法）の廃止による規制緩和、経営者の高齢化・後継者不足等により生鮮食品等の専門店が減少傾向にあるなかで、専門店の特色を生かした地域商店街の活性化を図る観点から、食品販売の仕入れシステムの高度化、施設整備による店舗の近代化、業種横断的な連携の推進、消費者サービスの充実等に積極的に取り組むことが緊急な課題となっている。

関東農政局では、生産活動と販売活動を直接結びつけ、併せてこのために必要となる施設の整備を行うことにより販売段階における消費者ニーズの的確、迅速な把握及び生産段階への提供、消費者ニーズに対応した食品の生産及び販売等を図るための食品流通構造改善促進法に基づく構造改善計画の認定を行った。都市内物流の効率化を図るための共同配送を実施する事業及び複数の卸売り市場間を結ぶネットワークの構築等に要するシステム開発、機器整備等を行う事業に対して支援を行った。管内都県の食品小売商業協同組合等により構成された「関東地域食品商業活性化協議会」を開催し、食品流通業の効率化と活性化を推進した。

ウ 食品産業の組織化

所管事業協同組合等の組織の拡充と活性化を図るため、組合相互の連携、異業種交流等の手法を活用し、組合員等の経済的地位の向上に資することを目的として平成2年設立した「関東農政局所管事業協同組合等連絡協議会」を中心に官民一体となって、中小企業に関する情報交換、講演会、現地研修会等を実施し、事業協同組合等の組織の拡充と活性化を推進した。

(2) 卸売市場の動向

卸売市場の概要

卸売市場数は全国の約 2 割程度、その取扱高は同 4 割程度を占める

管内には首都圏を中心とする大消費地を抱え、我が国の総人口の37%が集中しており、食のマーケットとして極めて大きな地位を占めている。このような中で、生鮮食

料品等の流通拠点を担う卸売市場は、中央卸売市場が24市場（対全国比28% 平成15年4月1日現在）、地方卸売市場が325市場（同23%、平成14年4月1日現在）及び政令規模未達の卸売市場が87市場（同12%、平成14年4月1日現在）である（表 - 15）。

表 - 15 卸売市場の種類と設置数

区分	中央卸売市場	地方卸売市場							小計	政令規模未達市場						合計	
		総合市場		青果市場	水産物		食肉市場	花き市場		総合市場	青果市場	水産物		食肉市場	花き市場		小計
		青果	その他		消費地市場	産地市場						消費地市場	産地市場				
管内	24	25	16	163	17	54	6	44	325	0	31	5	30	0	21	87	436
全国	86	123	49	526	182	343	25	142	1,390	11	192	76	380	3	58	720	2,196

資料：農林水産省「地方卸売市場実態調査」

注：1 管内の市場数については、中央卸売市場数は平成15年4月1日現在、地方卸売市場数は平成14年4月1日現在。ただし、全国については、平成13年4月1日現在である。

2 政令規模未達市場は、卸売市場法施行令第2条各号に掲げる卸売場面積未達の市場である。

平成13年度における管内卸売市場の全国に占める取扱金額の割合は、中央及び地方卸売市場とも、約4割と価格形成上重要な地位にあり、特に中央卸売市場の食肉及び花きについては、56%、65%とともに過半数を占めている（表 - 16）。

表 - 16 卸売市場の取扱実績（平成13年度）

		単位：億円、%					合計
		青果	水産物	食肉	花き		
中央	管内	8,110	9,577	1,029	1,015		19,731
	全国	21,565	25,869	1,841	1,556		50,831
	比率	37.6	37.0	55.9	65.2		38.8
地方	管内	6,508	3,364	526	897		11,295
	全国	15,835	10,916	2,453	3,392		32,596
	比率	41.1	30.8	21.4	26.4		34.7
その他	管内	88	32	0	48		168
	全国	397	186	84	288		955
	比率	22.2	17.2	-	16.7		17.6
合計	管内	14,706	12,973	1,555	1,960		31,194
	全国	37,797	36,971	4,378	5,236		84,382
	比率	38.9	35.1	35.5	37.4		37.0

資料：農林水産省「中央卸売市場卸売会社経営状況調査」及び「地方卸売市場実態調査」

注：1 中央は中央卸売市場，地方は地方卸売市場，その他は政令規模未達の卸売市場である。

2 水産物については産地市場を除く。

3 地方及びその他の全国については、平成12年度の数値である。

卸売市場の整備

第7次都県卸売市場整備計画に基づき地方卸売市場が合併

関東農政局では、生鮮食料品の効率的、安定的な流通を確保することを目的とする

第7次卸売市場整備基本方針及び第7次中央卸売市場整備計画（平成13年3月公表）に沿って、中央卸売市場の整備を行うこととしている。

また、都県においても当該基本方針及び整備計画に即した第7次都県卸売市場整備計画が策定され、地域の流通拠点として地方卸売市場の整備を行うこととしており、平成14年度においては地方卸売市場鴻巣フラワーセンターが既存民設花き2市場合併に伴う移転新設の整備を完了し、9月より業務を開始している。

卸売市場流通の課題

民間の自由な競争環境の拡大を基本に規制緩和等制度の見直しが課題

生鮮食料品等の流通において、卸売市場は、安定的な供給や価格形成等の機能を有し、基幹的な流通機構としての役割を担っているが、近年、青果物等の流通経路の多元化に伴い、卸売市場経由率は低下している。また、卸売業者、仲卸業者においては、最近の販売価格の低下も相まって、取扱金額が著しく減少したことに比べ、コスト削減等の経営合理化、効率化が遅れていることもあり、収益性が低下し、経営が悪化している状況にある。

このような状況を改善していくために、卸売市場のあり方に加え、生鮮食料品等の商流及び物流の効率化・高度化のための関連施策について、農林水産省では、「食品流通の効率化等に関する研究会」を14年7月から開催し、幅広く検討を行っているところである。

同研究会の議論においては、消費者の利益を第一に考えたシステム構築を最優先し、民間の自由な競争環境の拡大を基本に規制緩和等の制度の見直しを進め、卸売市場と市場外の様々な流通が相互に公正な競争を行うとともに、情報通信技術（IT）の積極的な導入による物流の改善等を図ることにより、食品流通全体として、効率的で利便性の高いシステムを構築すること等が求められている。

(3) 食品産業における環境対策の推進

食品産業の環境問題として、一つは従来からの産業公害問題である大気汚染、水質汚濁等に加え、近年、二酸化炭素の排出量増加に伴う地球温暖化問題がある。もう一つは都市型・生活型環境問題として廃棄物問題がある。

産業公害関係で最近問題になっているものとして、大気関係では自動車等から出ているNOx（窒素酸化物）の低減化等をはじめとする二酸化炭素の排出量の削減問題、水質関係では地下水のリン、硝酸性窒素及び亜硝酸窒素等による汚濁がある。

廃棄物関係では、近年、廃棄物をめぐる状況は深刻化しており、これがもたらす環境等への負荷は今や大きな社会問題となっている。

このため、平成11年9月にダイオキシン対策関係閣僚会議において、「廃棄物減量化目標」が決定され、さらに、12年6月には、廃棄物リサイクルの基本法である「循

環型社会形成推進基本法」が、また、食品廃棄物に係る法律として「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」が制定された。

このような背景の下に、食品産業に係る容器包装廃棄物及び食品廃棄物の減量化、再資源化への取組みが喫緊の課題となっている。

容器包装廃棄物及び食品残さのリサイクル

21世紀に向けた循環型経済社会システムを構築していくため、容器包装廃棄物及び食品残さのリサイクルを推進。

容器包装リサイクル法において特定事業者として再商品化義務を負う事業者のうち、同法の指定法人である（財）日本容器包装リサイクル協会との委託契約を締結しながら債務不履行である事業者や義務不履行の事業者（いわゆるフリーライダー）に対して、啓発指導を実施している。

再商品化義務の係るすべての特定事業者が適切にその義務を履行し、リサイクルに係る費用を公平に負担することが制度運営上最も重要であり、義務履行に至らない特定事業者に対して更なる指導強化が必要となっている。

また、資源有効利用促進法に基づく「識別表示」について、プラスチック製容器包装及び紙製容器包装における表示義務は平成13年4月から発生しているが、罰則規程適用の猶予が平成15年3月までとなっており、識別表示の動きが加速し消費者の分別排出を容易にし、市町村等の分別収集を促進する体制が進みつつある。

また、平成12年6月には食品の売れ残りや食べ残し、食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、その発生の抑制と減量化を促進するとともに、飼料や肥料等として再生利用することにより、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（食品リサイクル法）が制定された。同法では、食品循環資源の再生利用等の推進に当たって中心的な役割を担う食品関連事業者が、国が定める再生利用等の具体的な基準に従って再生利用等の実施に取り組むこととされており、平成18年度までに食品資源循環の再生利用等の実施率を20%に向上させることを目標としている。

関東農政局においては、同法の適正な運用に資するため、行政機関・食品関連事業者等に対して法律の説明会を実施するなど制度の普及・啓発に努めた。

公害防止管理者等資格認定講習の実施

資格認定講習修了者は、6,095名となる

食品産業等に従事する公害防止に関する専門的知識及び技能を有する技術者に対し、公害防止管理者等資格取得のため、「特定工場における公害防止組織の整備に関する

法律」等に基づき、昭和47年以降資格認定講習を実施している。

関東農政局において実施した平成14年度における資格認定講習の修了者は、大気関係第4種66名、水質関係第4種72名である。

なお、昭和47年からの合計の修了者は、以下のとおりである（表 - 17）。

表 - 17 公害防止管理者等資格認定講習修了者数

大気関係第3種	857 名
大気関係第4種	2,293 名
主任管理者	25 名
水質関係第3種	681 名
水質関係第4種	2,239 名
合計	6,095 名

資料：関東農政局調べ

関東農林関連企業環境対策協議会

環境行政情報発信基地として活動盛ん

関東農政局では、昭和48年に管内の農林関連企業を中心とした協議会を設立し、年に数回、環境保全・廃棄物対策等について、公害防止管理者に対するフォローアップを含め協議会会員等を対象に現地研修会、セミナー等の開催及び機関誌を通じて、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法や産業廃棄物管理票（マニフェスト）制度等についての普及・啓発を行っている。

5 国民参加型農政の展開

(1) 国民参加型農政推進のための意見交換等 車座座談会

現地での農業関係者や消費者との農政に関する車座座談会を開催

平成14年度、関東農政局では地域農政の推進に資するために、地域における農政上の課題等特定のテーマに関して地元農業関係者・消費者・関係団体等と直接意見を交換する「農政に関する車座座談会」を3回実施した。第一回は、「消費者が望む安全で安心な農畜産物の供給体制及び都市と農村の共生のあり方」をテーマに平成14年7月16日、神奈川県横浜市において、安全で安心な地場産農産物や体験農園等の交流の場、緑の防災空間の提供等により都市農業の振興を行っている農業関係者、関係団体等に消費者を交え意見交換を行った。

第二回は、「産地改革計画等に基づく活力ある野菜産地づくりへの取組」をテーマに同年10月16日、ねぎ、レタス等の野菜産地である茨城県岩井市において、輸入品に対抗するために、産地改革計画等に基づき生産・流通に係る構造改革を実行している

農業者の他、流通業者、実需者等も交えて意見交換を行った。

また、第三回は、「都市との共生・対流を通じた中山間地域活性化への取組」をテーマに平成15年2月4日、長野県中野市において、グリーン・ツーリズムをはじめとした都市との共生・対流を通じて、中山間地域の活性化を行っている農業者の他、消費者、観光、商工業者等も交え意見交換を行った。それぞれ先進的な取組みをしている地域であり、肩ひじのはらない率直な意見交換により、関係者からは成功の要因や課題、行政への支援の必要性等、様々な意見や要望が出された。

市町村長懇談会

「地域農政に関する市町村懇談会」を2回実施

関東農政局では、市町村長に参集いただき農政推進上の課題、地域農業の将来像などについて率直な意見交換を行う「地域農政に関する市町村長懇談会」を毎年開催しており、平成14年度は2回開催した。

第一回の懇談会は平成14年10月8日、さいたま市で「食」と「農」の再生に向けた農政への提言等をテーマに、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県から各々1～2市町長等に参集頂き開催した。

第二回の懇談会は平成15年2月13日、さいたま市で「食の安全・安心の確保と地域環境の回復・創造等へ向けた農政への提言」をテーマに、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び千葉県から、各々1～2市町村長等に参集頂き開催した。

これらの懇談会では各市町村長から、食の安全・安心の確保、消費者及び生産・流通対策、都市との共生・対流、農業の担い手確保、農村の活性化など幅広い観点から地域の実情や課題、国への要望等について意見・要望等が出され、農政局等から回答を行った。

(2) ITを活用した国民参加型農政推進の取組み

あぐりテーブル関東の取組み

食料・農業・農村基本法下においては、国民の食料・農業・農村に対する理解と関心を深め、国民参加による農政展開を図ることが、従来にも増して重要となっている。特に、農林水産省の出先機関である地方農政局には、そのための地域に根ざした具体的な取組みを推進することが要請されている。

こうした状況を踏まえ、関東農政局では、平成12年9月に管内の住民を主な対象とするインターネット上のネットワークである「あぐりテーブル関東」を結成、会員の募集を開始し、平成15年3月までに約4,000名の参加を得ている(男性32%、女性68%。平均年齢約39歳。)

あぐりテーブル関東は、首都圏を管内に含む関東農政局の特性を踏まえ、都市生活者等の消費者を重点的なターゲットとして、食料・農業・農村に関する情報の提供や

意見交換を行うこととしている。これは、今後の国民参加による農政展開のために、農林水産省が従来から情報提供や意見聴取を行ってきた地方公共団体や生産者団体等の関係団体を通じた情報の流通経路との関係が希薄な国民との間にも、新たな情報の流通経路を構築することが必要となっていたためである。

平成14年度には、以下の取組みを推進した。

ア メールマガジンの発出等会員への継続的な情報提供

会員の食料・農業・農村に対する理解と関心を深めるため、食料・農業・農村施策の紹介、シンポジウム等の開催情報、食料・農業・農村に関する豆知識を内容とするメールマガジンを月2回程度発出した。

また、関東農政局ホームページの「食と農を考える広場」(ページアドレス <http://www.kanto.maff.go.jp/syokunou/top.html>)の「関東のおすすめインフォメーション」のコーナーにおいて管内都県等からの提供情報をお知らせしたほか、管内で農業体験等の楽しめる体験宿泊施設リストを掲載し、会員に食料・農業・農村に触れ、考えていただく機会を提供することに努めた。

イ ウェブアンケート等による会員からの意見聴取

会員から意見を聴き取り、関東農政局での各般の取組みにその意見を反映させる試みとして、インターネット上のアンケート(ウェブアンケート)を2回実施した。

第1回目は、平成14年11月25日～12月12日に、グリーン・ツーリズムや農業体験への関心などについて聞くアンケートを、東洋大学社会学部と共同で実施した。また、第2回目は、平成15年3月7日～17日に、地産地消について聞くアンケートを、埼玉県の協力を得て実施した。これらのアンケートには、それぞれ約700～800件の回答が寄せられた。

アンケートの結果はホームページで公表するとともに、施策の推進に当たって貴重な資料として活用している。

ウ 電子会議室の開催等による会員からの意見聴取、会員・職員間の意見交換

会員からの意見を聴き取るだけでなく、双方向で関東農政局職員と意見交換を行い、優れた提案や意見交換の結果を、関東農政局の具体的な取組みに反映させる試みとして、期間とテーマを設定し、電子会議室を開催した。平成14年度には、「食育」、「食の安全・安心」、「グリーン・ツーリズム」の3テーマについて、意見交換を行った。これらの結果はホームページで公表するとともに、施策の推進に当たって参考としている。また、平成15年3月には、会員の中から希望者を募り、実際に関東農政局職員と対面して、あぐりテーブル関東の運営等について意見を交換する会を開催した。

エ 電子掲示板による会員相互の情報交換

会員相互(消費者・農業者間、消費者間、農業者間等)の情報交換の場を設定し、民間ベースでの主体的な情報交換を促進する取組みとして設置した電子掲示板の運営

を行った。

オ あぐりテーブル関東運営検討委員会における運営の方針等に関する議論

あぐりテーブル関東の企画等に関し、外部からの意見を反映させるため、研究者等の有識者、あぐりテーブル関東会員等からなる「あぐりテーブル関東運営検討委員会」を設置し、その企画等について事務局と議論を行った。

関東農政局におけるホームページの取組み

インターネット・ホームページによる情報提供

関東農政局では生産者、消費者等とのコミュニケーションの推進、国民のニーズに対応した行政情報の提供等、行政サービスの向上を図る一環として、平成10年4月からインターネット・ホームページを活用した関東地域の農業・農村に関する様々な情報発信に取り組んでいる。

平成14年度は、「関東農政局HP掲載事項に係る年度計画」を作成し、計画的なホームページへの掲載に努めた。また、HP掲載技術者研修を開催するなど、HP掲載技術の向上にも努めた。

また、国民の情報ニーズは、食の安全・安心への関心の高まりなどを背景として、高度化、多様化してきており、国民参加型農政推進の観点からも、今後とも情報提供の充実及び迅速な対応に努めると共に、国民の視点に立ってより利用しやすく使いやすいホームページの内容などの改善に努めていくこととしている。

(3) 出前講座等関東農政局職員による学習援助の推進

近年の急激な生活様式の変化、なかでも食生活に関する変化は、我が国の食文化の変化だけでなく、食や農を通じた親子、地域とのふれあいを減少させ、次代を担う子供たちの健全な育成への影響が懸念されている。

なかでも、関東農政局は、管内に首都圏を抱え、生活様式の変化や都市化の進行等により農家や農地が減少していることもあり、農業・農村とのふれあいの機会の減少や、食生活の急激な変化に伴う食生活の偏りが懸念されており、「食や農業・農村体験を通じた教育」(食農教育)を推進し、国民、特に次代を担う子供たちの食生活の適正化や食料・農業・農村に関する理解や関心を醸成していくことが重要な課題となっている。

このため、関東農政局では、学校教育現場での要請を尊重しつつ、「地域住民との交流」や「身近な出来事から生徒自ら課題を発見し、それを解決していくこと」等を支援することを基本に、食料・農業・農村に関する情報提供等を進めている。

この際、第1に子供たちや教員等学校教育関係者に対し、食料・農業・農村に関する学習を促進するための情報提供を充実すること、第2に農業者等教育現場に近い地

域住民による学習援助のための環境を整備すること、第3に関東農政局職員による学習援助を推進することを基本方針と位置づけて、取組みを展開していくこととし、平成14年度、以下の取組みを実施した。

関東農政局職員の授業等への派遣（出前講座）については、最も教育現場に近く、かつ教育現場で必要とされている地域レベルの情報提供が可能な統計情報事務所職員等の派遣を中心として取組みを推進しており、平成14年度においては、関東農政局及び管内の統計情報事務所において、延べ194回の「出前講座」を行った。

「出前講座」の対象をみると、小学生を対象としたものが155回を占め、そのうち5年生が88回で、6年生が17回、3年生が13回であった。

また、中学生を対象としたものは14回で、小中学生以外の一般人、大学生、高校生等を対象とした取組みが合計で26回に達した。

「出前講座」の内容については、学校側の要望をふまえ多岐にわたっているが、平成14年度の実績では、「米(水稲)」をテーマとしたものが77回(40%)で最も多く、次いで「食生活」(38件、20%)、「野菜・果樹の栽培」(35回、18%)となっている。

また、新たな試みとして、今後母親として食に深く関わることが予想される女子大学生を対象とした「出前講座」を、聖心女子大学、東京都立短期大学で実施した。この講座の実施に当たっては、「食」についてより深く理解を得る観点から、モデル的取組として食糧事務所（現 地方農政事務所）との共催で行った。

(4) 「食」・「農」学習実施アイデア集の普及・拡充等

関東農政局のホームページでは、「総合的な学習の時間」等に食料・農業・農村について取り上げることを促進するための資料として、平成12年度から、教育専門家等の意見を踏まえ、「食」・「農」学習実施アイデア集を作成、掲載している（ページアドレス <http://www.kanto.maff.go.jp/syokunou/kids/index.html>）。

同アイデア集では、身近な食べ物などから子供たちの素朴な疑問が広がる事例をヒントマップとして紹介しているほか、小中学校に出向き子供たちの学習を支援できる農業者等のリスト（後掲）や、農業体験プログラムを提供している施設のリスト等の情報も提供している。このページは「総合的な学習の時間」をはじめ、社会科、理科、生活科、家庭科などの教科学習でも活用できるよう工夫しており、小中学生による調べ学習などでの活用も広がってきている。

平成14年度には、小学校教諭、栄養士等の教育専門家の意見を聞く「食農教育推進委員会」を開催し、食料・農業・農村に関する学習を促進するための学校教育関係者に対する情報提供の充実を図った。この中で、「食」・「農」学習実施アイデア集で提案している調べ学習のスキームに沿った授業の実施計画案（6案）を作成し、ホームページに掲載するとともに、計画案に従って実際に小学校で授業を行っていただいた。この結果を踏まえて、「食」・「農」学習実施アイデア集の充実を図ることとしている。

(5) 農業・農村アドバイザーリスト等各種リストの整備

農業者等教育現場に近い地域住民による学習援助のための環境を整備するため、関東農政局の保有する情報を整理し、農業・農村アドバイザーリスト、見学受付可能な卸売市場リスト、見学受付可能な食品産業工場リスト、小中学生の団体受付可能な体験宿泊施設リスト等を作成し、関東農政局のホームページ「食と農を考える広場」等で公表しており、必要に応じて更新している。